

事業者排出量削減計画書

(預先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府舞鶴市宇余部1190番地		平成23年 9月27日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 海上自衛隊舞鶴地方総監部 管理部長 堀井 博 電話 0773-62-2250					
主たる業種	国の行政機関	細分類番号 9 7 3 1					
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20年度から平成22年度3年度間の平均を基準とし、温室効果ガスの排出量を対前年度比1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	管理部長を委員長とした省エネ委員会で地球温暖化対策を含め実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,104.7 トン	3,205.1 トン	3,171.9 トン	3,139.0 トン	-22.73パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,506.3 トン	3,205.1 トン	3,171.9 トン	3,139.0 トン	-9.5パーセント	
	目標の根拠	省エネ法に基づき、エネルギー使用量を中長期的に年平均1%以上削減し、その結果として温室効果ガスの削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	総監部1区	事業活動に伴う排出の量 建築物延床面積×1/100 (㎡)	9.99	7.80	7.72	7.64	-23.00パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	建築物延床面積×1/100 (㎡) 主にエネルギーを使用しているところが事務所であるため、延床面積を指標とした。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		25.0	87.0	100.0	106.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調、照明の使用状況や設置状況の把握					
	(24)年度	熱源機器の更新に向けての調査及び検討、高効率照明器具の更新					
	(25)年度	高効率照明器具への更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤距離5km以内の車両通勤を控え、自転車等による通勤を奨励する。					
	上記の措置を採用する理由	近隣の宿舎を整備しているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	枯木の植替え、松くい虫対策、樹木への施肥など緑化維持に努めている。						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。